

## 相談コーナーをご利用ください

西区役所の相談コーナー（1階の番窓口横）では、専門の相談員が無料で各種相談に応じています。ぜひお気軽にご利用ください。

**詳細** 西区総務企画課広聴係 Tel 641-2400 内線 224～227



相談名	相談員	相談日	時間	相談内容
法律 <sup>(※1)</sup> (予約・面談のみ)	弁護士	第2・4木曜	午後(1人20分)	困りごと、争いごとの法的見解、解決方法について
司法書士 <sup>(※2)</sup> (面談のみ)	司法書士	第1・3金曜	午後1時～4時	不動産売買、相続、登記、遺言、賃貸借などについて
行政	行政相談委員	月曜	午後1時～4時	国やその関係機関などの仕事に関すること (北海道管区行政評価局による相談窓口)
家庭生活	家庭生活カウンセラー	火・水曜	午前10時～正午、 午後1時～4時	家庭生活、生き方、近隣関係、育児、夫婦関係、心情、悩みごとなどについて
交通事故 <sup>(※3)</sup>	交通事故相談員	第1・3木曜	午前9時30分～午後0時15分、 午後1時～4時	交通事故の示談、保険金請求などに関すること
多重債務 <sup>(※4)</sup> (3月で終了)	多重債務相談員	第2・4金曜	午前10時～正午、 午後1時～4時	債務整理などに関すること (北海道財務局からの出張相談窓口)

- ※1 法律相談は予約制。相談日当日の午前9時から電話(Tel641-2400)で受け付け。先着8人/日。
- ※2 司法書士相談は、相談日当日の午前8時45分から西区役所広聴係(1階の番窓口)で受け付け。番号札を受け付け順にお渡しします(相談は午後1時から番号札の順)。電話での受け付けはしていません。
- ※3 4月5日(木)の交通事故相談は都合により休止します。お急ぎの場合は市役所本庁舎1階北側市民の声を聞く課の相談窓口をご利用ください(中央区北1西2 Tel211-2042。時間：午前9時30分～午後0時15分、午後1時～4時。電話相談も可)。
- ※4 多重債務相談は3月23日(金)の相談をもって終了となります。4月以降は北海道財務局の多重債務者相談窓口(北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎11階 Tel807-5144またはTel807-5145。予約制)などをご利用ください。

## 区役所へは 公共交通機関でお越しく下さい



3月から4月初めは、転出入の手続きなどで区役所・保健センター・区民センターの共用駐車場がいつもより混雑し、お待ちいただくことがあります。お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

**詳細** 西区総務企画課 Tel 641-2400 内線 213

## 西区ギャラリーのご案内



地下鉄琴似駅(琴似1-5)構内に設置している「西区ギャラリー」を、絵画などの各種作品を展示する場として提供しています。どうぞご利用ください。

**展示対象** 西区在住の方か区内で活動する団体の作品。  
**展示スペース** 高さ約1.2メートル、長さ約15メートル。  
**使用料・展示期間** 無料。2週間以内。  
 ※営業行為もしくはこれに類することを目的とした展示には利用できません。

**申込先・詳細** 西区総務企画課広聴係 Tel 641-2400 内線 224～227

広告